

- 1.【初級者編】海岸清掃活動に参加する → 2.【中級者編】海岸清掃活動を主催する → 3.【上級者編】海岸清掃イベントを主催する
- 2.1海岸清掃活動の企画・準備
2.2海岸清掃活動の実施
2.3事後活動の実施

④ 危険なごみの取扱いを決める

海岸に漂着した危険なごみの取扱いについて、参加者にわかりやすくまとめておきましょう。表 2-5に整理した危険なごみの対応例を参考にしてください。参加者が何かよくわからないごみを発見した場合は、触れる前に主催者に相談してもらいましょう。その際に発見場所を見失わないように、目印となる旗ざおをさしてもらうとよいでしょう。

表 2-5 危険なごみの対応例

危険なごみ			対応（理由）	
			参加者が注意して集める	
割れ物（ガラス・陶器等）				
割れ物 (蛍光灯・電球)				
スプレー缶				
ライター				
廃油ボール				
引火性のもの (ガソリン・軽油・灯油等)	廃油入りペットボトル			
医療系廃棄物 (注射器・針・薬瓶等)				
爆発性のもの (信号弾・発炎筒・爆竹・高圧ガス等)				
中身のわからない液体等が入ったもの (ポリタンク・ドラム缶等)				
動物の死体 (有毒・感染の恐れがあるもの・調査対象のもの)			主催者が対応する (参加者は集めない)	
			※発見者は発見場所に目印として旗ざおをさすとよい	

- 1.【初級者編】海岸清掃活動に参加する → 2.【中級者編】海岸清掃活動を主催する → 3.【上級者編】海岸清掃イベントを主催する
- 2.1海岸清掃活動の企画・準備
2.2海岸清掃活動の実施
2.3事後活動の実施

主催者が対応する危険なごみ（表 2-5の黄色部分）については、主催者から関係者（相談窓口）に連絡をして、対応をお願いしましょう（後述2.1.7⑦参照）。

相談窓口については、「沖縄県海岸漂着物対策事業において、「地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の品目別の行政機関相談窓口の整理」で整理されています（下記参考 2 参照）。

【参考 2 地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の品目別の行政機関相談窓口の整理（沖縄県海岸漂着物対策事業※より）】

漂着被害の確認と海岸漂着物の品目の区分		行政機関相談窓口
地域住民が回収することが不適当な海岸漂着物等を確認、あるいは回収	廃家電	市町村一般廃棄物担当部局
	発煙筒や不発弾等の爆発物	【回収しない場合】 第十一管区海上保安本部・地域の所轄警察署 【回収した場合】 市町村一般廃棄物担当部局
	正体不明の液体入り容器	市町村一般廃棄物担当部局で対応し、取扱いが特定できない場合は所轄の福祉保健所で対応
	クジラ・ウミガメ等の保護動物の死骸	【廃棄物としての取扱い】 市町村一般廃棄物担当部局、所轄の福祉保健所 【調査等の標識がある場合】 環境省那覇自然環境事務所 【鯨類・ウミガメ】 (財)日本鯨類研究所、NPO 法人日本ウミガメ協議会
	その他生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるごみ	海岸管理者※
地域住民が災害等緊急時に相当する大量漂着を確認	流木	海岸管理者
	廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物	海岸管理者 第十一管区海上保安本部

※「本マニュアルで使用する用語について」参照